

観音寺市宮住宅災害対応型  
自動販売機設置事業者募集要項（清涼飲料水）

令和8年2月

観音寺市建設部都市整備課

## 目 次

1 物件概要	1
2 自動販売機設置条件等	2
3 応募資格要件	2・3
4 応募書類等	3・4
5 応募申込手続	4～6
6 貸貸借契約の締結等	6
7 問い合わせ先	6
資料（自動販売機設置予定場所 位置図）	7～8
様式第1号（応募申込書）	9・10
様式第2号（誓約書）	11
様式第3号（販売計画書）	12・13
様式第4号（委任状）	14
様式第5号（辞退届）	15
様式第6号（質問書）	16
自動販売機設置事業者審査基準（別記）	17

## 観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者募集要項（清涼飲料水）

観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をご確認いただき、次の事項をご承知の上申し込みください。

### 1 物件概要

販売品目：清涼飲料水

物件番号	設置場所	所在地	
	設置台数	設置可能面積	最低賃貸料、内容等
1	市営 高屋団地 集会場前	観音寺市高屋町 50 番地	
	1 台	1 m <sup>2</sup> 程度	売上金額の 5 %以上と土地の使用料と電気料
2	市営 大鞆西団地 出入口前	観音寺市大野原町大野原 6303 番地	
	1 台	1 m <sup>2</sup> 程度	売上金額の 5 %以上と土地の使用料と電気料
3	市営 道溝団地 出入口前	観音寺市豊浜町和田甲 1192 番地 1	
	1 台	1 m <sup>2</sup> 程度	売上金額の 5 %以上と土地の使用料と電気料

## 2 自動販売機設置条件等

### (1) 使用料等

#### ア 貸付期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

#### イ 貸料

観音寺市自動販売機設置及び管理に関する要綱（平成22年観音寺市告示第180号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、自動販売機設置に伴う行政財産の目的外使用に係る賃料及び売上金額に対する賃料。

#### ウ 電気料

電気料については、設置事業者において電源を敷設し、電力会社へ直接払うものとします。

#### エ その他必要経費等

その他必要経費等については、設置事業者の負担とします。

なお、今回は設置に伴い上下水道を使用する機器（紙コップ式等）の設置を想定しておりませんのでご了承ください。

### (2) 使用上の制限並びに維持管理責任等

ア 6-（1）の賃貸借契約書に規定する使用目的及び設置の基準は賃貸借契約期間中、継続的に効力を有すること。

イ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、職員の指示に従うこと。

エ 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

オ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

カ 原則として自動販売機1台につき容器回収ボックス1個を自動販売機に併設して設置すること。また、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

ク 自動販売機を設置するに当たり、据付面を十分に確認したうえで、安全な設置をすること。

ケ 地震台風等の災害発生時に観音寺市が飲料の提供を要請した場合に、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

コ その他使用上の制限並びに維持管理責任等については、要綱並びに関係法令等を遵守すること。

## 3 応募資格要件

（1）要綱第3条の規定に基づき、次に掲げる法人、個人又は団体が応募することができます。

ア 香川県内に本店、支店又は営業所を有する法人

イ 市内に住所を有する個人事業者

ウ 市内に事務所等を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人その他団体であって、  
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 22 条又は母子及び父子並びに寡  
婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 25 条若しくは第 34 条に基づく売店の設置  
の対象となるもの

（2）前項に掲げる法人又は個人事業主又は団体が次の各号のいずれかに該当する場  
合は、応募資格を有しません。

- ア 自動販売機の設置業務において、1 年以上の運営経験を有しないもの
- イ 法律行為を行う能力を有しないもの
- ウ 団体の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいること。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定するもの
- オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っているもの
- カ 市税、県税を滞納しているもの
- キ 本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けているもの
- ク 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退  
し、若しくは契約を解除され又は虚偽の申告をしたもの
- ケ 次に掲げる団体等に該当するもの
  - （ア） 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的として  
いる団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定す  
る公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公  
職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的として  
いる団体
  - （イ） 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる  
目的としている団体

#### 4 応募書類等

##### （1）応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。

① 応募申込書	様式第 1 号
② 誓約書	様式第 2 号
③ 販売計画書（物件毎に提出）	様式第 3 号
④ 委任状（必要がある場合のみ）	様式第 4 号
⑤ 財務状況を明らかにする書類（直近 1 事業年度分、写し可） <法人>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 <団体>代表者の所得税確定申告書の写し <個人事業主>所得税確定申告書の写し	任意様式
⑥ 納税証明書（直近 1 事業年度分、写し可） <法人>市税、県税を滞納していないことの証明書 <団体>代表者の市税、県税を滞納していないことの証明書 <個人事業主>市税、県税を滞納していないことの証明書	
⑦ 自動販売機の設置業務において、1 年以上の運営経験を有するこ とを証明する書類（契約書等）の写し	任意様式

⑧ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本及び住民票は、申請日前3か月以内に発行されたもの、写し可） <法人>当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等 <団体>代表者の住民票、事業内容及び実績等がわかるもの <個人事業主>住民票、事業内容及び実績等がわかるもの	任意様式
⑨ その他市長が必要と認める書類	

## （2）提出部数

正1部、副1部（1部は片面A4縦複写、クリップ留め）の計2部を提出してください。

## （3）留意事項

- ア 応募書類は、日本産業規格のA4の大きさとします。ただし、証明書等やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとします。
- イ 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ウ 提出された応募書類は、設置事業者の選定以外には原則として使用しません。
- エ 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- オ 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- カ 応募書類の提出にかかる経費は、すべて応募者の負担とします。
- キ 応募書類提出後にやむを得ない理由により、応募を辞退するときは、辞退届（様式第5号）を提出してください。
- ク 提出された応募書類は返却しません。
- ケ 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、設置事業者公募に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができます。
- コ 提出された応募書類は、観音寺市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

## 5 応募申込手続

応募申込手続等のスケジュールは次のとおりです。

募集要項の配布	2月2日(月)から2月27日(金)まで
募集要項等に関する質問の受付	2月2日(月)から2月13日(金)まで
質問に対する回答	2月20日(金)
応募書類の受付	2月2日(月)から2月27日(金)まで
現地説明会	行わない
選定結果の通知等	3月6日(金)送付
賃貸借契約書の締結及び設置事業による事業開始	4月1日(水)

## (1) 応募スケジュールの具体的な内容

### ア 募集要項の配布

(ア) 期間 令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで

(土曜日・日曜日・祝日は除く)

(イ) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 場所 観音寺市建設部都市整備課(市役所本庁舎3階)

※募集要項は観音寺市ホームページからもダウンロードすることができます。

### イ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 期間 令和8年2月2日(月)から令和8年2月13日(金)午後5時15分まで

(イ) 方法 質問書(様式第6号)に記入のうえ、7の問い合わせ先まで電子メールまたはFAXで提出してください。提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡してください。

### ウ 質問に対する回答

令和8年2月20日(金)に市ホームページに質問及び回答を掲載します。

### エ 現地説明会

現地説明会は行いませんので、別紙資料をご確認ください。

### オ 応募書類の受付

(ア) 期日 令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで  
(土曜日・日曜日・祝日は除く)

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までは除く。)

(ウ) 方法 観音寺市建設部都市整備課(市役所本庁舎3階)まで持参または郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、令和8年2月27日(金)午後5時15分必着。

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所 建設部都市整備課住宅係

※電子メール並びにFAXでの提出は認めません。

## (2) 設置予定事業者の選定

設置予定事業者の選定は、別記 観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者審査基準(清涼飲料水)により、提出された応募書類を総合的に審査し決定します。

なお、同じ審査点数が2者以上ある場合は、後日、当該事業者に通知を行い、くじにより設置予定事業者を決定します。

### (3) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ア 応募方法の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき。
- カ その他、本要項に定める条件等を満たしていない場合など、審査を行うにあたって不適当と認められるとき。

### (4) 選定結果の通知等

選定結果については、応募者全員に、令和8年3月6日（金）に文書を送付します。また、ホームページに選定結果を掲載します。

## 6 賃貸借契約の締結等

### (1) 賃貸借契約の締結

設置予定事業者は、自動販売機設置に関する詳細について市と協議し、賃貸借契約を締結します。

### (2) 賃貸借契約締結の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との賃貸借契約の締結を解除するものとします。

なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

- ア 賃貸借契約の締結後、当該使用許可の履行期間中に、本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けた場合
- イ その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

## 7 問い合わせ先

観音寺市建設部都市整備課住宅係

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話 : 0875-23-3955

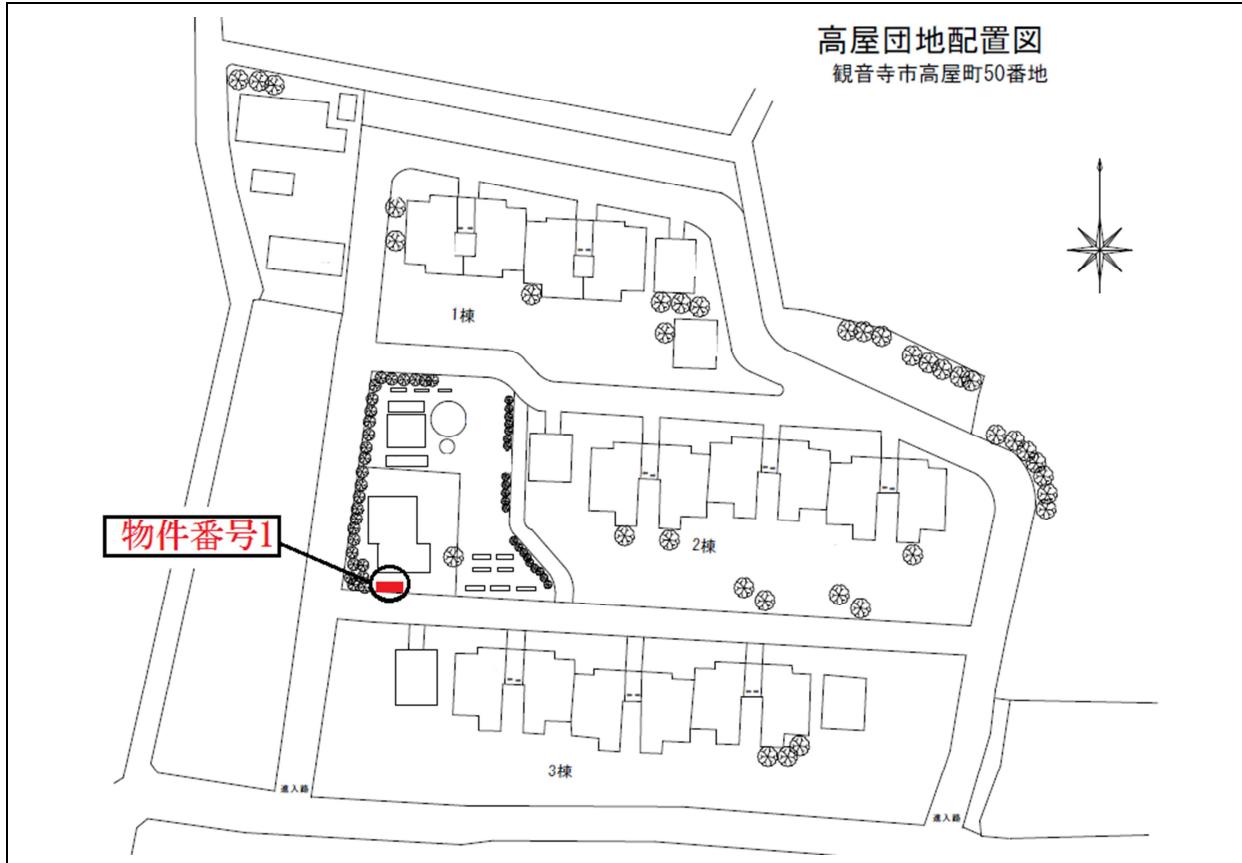
FAX : 0875-23-3967 (必ず「都市整備課宛て」と明記してください。)

E-mail: toshiseibi@city.kanonji.lg.jp

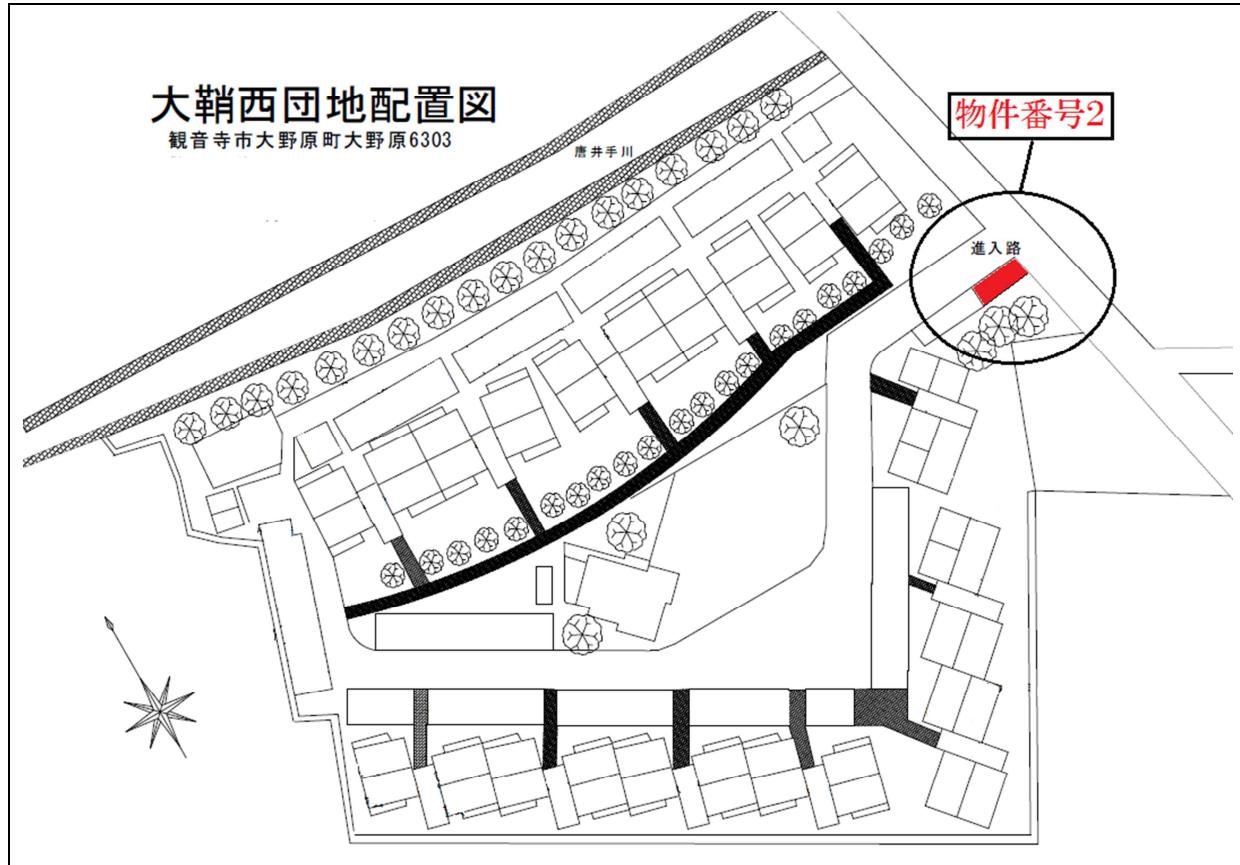
(別紙)

## 自動販売機設置予定場所 位置図

物件番号 1 設置場所：市営 高屋団地 集会場前



物件番号 2 設置場所：市営 大鞘西団地 出入口前



物件番号 3 設置場所：市営 道溝団地 出入口前



## 応募申込書

令和8年 月 日

観音寺市長 佐伯 明浩 宛て

所在地

氏名

(法人名等)

印

電話番号

FAX

電子メール

募集要項の各条項を承知の上、観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者について、次のとおり資料を添えて応募します。

### 1 応募物件

設置を希望する場所の申込み欄に○を記入してください。

物件番号	所在	施設名称	設置箇所	申込み
1	観音寺市高屋町50番地	市営 高屋団地	集会場前	
2	観音寺市大野原町大野原6303番地	市営 大鞘西団地	出入口前	
3	観音寺市豊浜町和田甲1192番地1	市営 道溝団地	出入口前	

### 2 添付書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 販売計画書（様式第3号）
- ③ 委任状（様式第4号）<必要がある場合のみ提出してください。>
- ④ 財務状況を明らかにする書類（直近1事業年度分、写し可）  
<法人>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類  
<団体>代表者の所得税確定申告書の写し  
<個人事業主>所得税確定申告書の写し
- ⑤ 納税証明書（直近1事業年度分、写し可）  
<法人>市税、県税を滞納していないことの証明書  
<団体>代表者の市税、県税を滞納していないことの証明書  
<個人事業主>市税、県税を滞納していないことの証明書
- ⑥ 自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有することを証明する

書類（契約書等）の写し

⑦その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本及び住民票は、申請日前3か月以内に発行されたもの、写し可）

＜法人＞当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等

＜団体＞代表者の住民票、事業内容及び実績等がわかるもの

＜個人事業主＞住民票、事業内容及び実績等がわかるもの

⑧ その他市長が必要と認める書類

## 誓 約 書

令和8年 月 日

観音寺市長 佐伯 明浩 宛て

所在地

氏 名

(法人名等)

印

貴市における自動販売機設置事業者の申込みについて、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 法律行為を行う能力を有すること。
- 2 団体の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4に規定するものでないこと。
- 4 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- 5 市税、県税を滞納していないこと。
- 6 本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けていないこと。
- 7 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後正当な理由なく辞退し、若しくは契約を解除され又は虚偽の申告をしていないこと。
- 8 次に掲げる団体等に該当しないこと。  
ア 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職という。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体  
イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体

※ 現在、本市の施設において自動販売機を設置している場合、施設名、所在地、設置期間を記載してください。

施 設	所 在 地	設置期間

様式第3号

## 販売計画書

令和8年 月 日

観音寺市長 佐伯 明浩 宛て

所在地

氏名

(法人名等)

印

### 1 事業履歴

事業を行った時期・期間（西暦）	事業所在地、事業内容
年～年(年間)	事業所在地： 事業内容：

### 2 事業計画

#### (1) 管理運営の基本方針について

#### (2) 商品リスト及び販売価格等

①自動販売機の種類等（取扱説明書に記載の仕様書の写し、カタログ等を添付してください。）

②商品名、定価、販売価格（別紙可）

③災害発生時の対応について

④売上金額に対する賃貸料

物件番号	賃貸料	
	売上金額の	%

※賃貸料については、売上金額の5%を下限とし、小数点以下切り捨てとする。

⑤その他（商品の設置、変更等について、特記すべき事項があれば記載してください。）

（3）ゴミ、廃棄物の処理方法

①環境問題に係る取組み

②自動販売機の空き缶、空きペットボトル等の処理方法

③その他（特記すべき事項があれば記載してください。）

## 委任状

令和8年 月 日

観音寺市長 佐伯 明浩 宛て

(委任者)

所在地

氏名

(法人名等)

印

次の者を代理人と定め、貴市における観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者募集要項（清涼飲料水）に付帯する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

所在地

氏名

印

(法人名等)

辞 退 届

令和8年 月 日

観音寺市長 佐伯 明浩 宛て

所在地

氏 名

(法人名等)

印

電話番号

F A X

電子メール

次の観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者募集に係る申請を辞退します。

物件番号	設置場所

## 質問書

令和8年 月 日

所在地

氏名

(法人名等)

印

担当者

所属・職名

電話番号

FAX

観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者募集において、下記のとおり質問いたします。

### 質問内容

内容	
----	--

(注)

- 1 質問が複数となる場合、内容を簡潔にまとめ記載してください。
- 2 提出した場合は、到着確認を電話等により必ず行ってください。

## 別記

### 観音寺市営住宅災害対応型自動販売機設置事業者審査基準（清涼飲料水）

審　查　基　準	具体的な内容	審査点数／配点
①販売手数料	・売上金額に対する賃借料	／30
②管理運営の基本方針	・自動販売機の維持管理体制 ・商品補充、金銭管理体制 ・安全管理 ・連絡体制（トラブル対応等） ・商品の販売価格 ・販売商品数 ・災害発生時の対応	／50
③ゴミ、廃棄物の処理方法	・ゴミの回収、処分体制 ・衛生管理、感染症対策 ・環境対策への取り組み	／10
④その他	・自動販売機の種類（省エネ、ユニバーサル等） ・事業実績	／10
合　　計		／100

6名の審査者により採点し、総合点数が最も高いものを設置予定事業者とする。応募書類を審査する際の基準は、以下のとおりとする。

#### ①販売手数料

最高販売手数料提示業者を30点とし、次点以下は下記の計算式によって採点する。

提示販売手数料 ÷ 最高販売手数料 × 30 = 審査点数（小数点以下切り捨て）

#### ②管理運営の基本方針

特に優れている=50点、優れている=25点、劣っている=10点の3段階で採点する。

#### ③ゴミ、廃棄物の処理方法

特に優れている=10点、優れている=5点、劣っている=2点の3段階で採点する。

#### ④その他

特に優れている=10点、優れている=5点、劣っている=2点の3段階で採点する。